

（制動灯）

第42条 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、保安基準第39条の規定並びに細目告示第56条、第134条及び第212条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 自動車（最高速度20キロメートル毎時未満の軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）の後面の両側には、制動灯を備えなければならない。ただし、二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅0.8メートル以下の自動車には、制動灯を後面に1個備えればよい。
- 二 制動灯は、次の基準に適合するものでなければならない。
 - イ 制動灯は、昼間にその後方100メートルの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。
 - ロ 尾灯と兼用の制動灯は、同時に点灯したときの光度が尾灯のみを点灯したときの光度の5倍以上となる構造であること。
 - ハ 制動灯の灯光の色は、赤色であること。
 - ニ 制動灯の照明部は、制動灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15度の平面及び下方15度の平面並びに制動灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より制動灯の内側方向45度の平面及び制動灯の外側方向45度の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。
- 三 制動灯は、前号（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあつては、同号ニに係る部分を除く。）に掲げた性能（制動灯の照明部の上縁の高さが地上0.75メートル未満となるように取り付けられている場合にあつては、同号に掲げた性能のうち同号ニの基準中「下方15度」とあるのは「下方5度」とする。）を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。
 - イ 制動灯は、主制動装置（牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合においては、当該牽引自動車又は被牽引自動車の主制動装置。以下本項中同じ。）又は補助制動装置（主制動装置を補助し、走行中の自動車を減速するための制動装置をいう。以下本項中同じ。）を操作している場合にのみ点灯する構造であること。ただし、空車状態の自動車について乾燥した平坦な舗装路面において80キロメートル毎時（最高速度80キロメートル毎時未満の自動車にあつては、その最高速度）から減速した場合の減速能力が、2.2メートル毎平方秒以下である補助制動装置にあつては、操作中に制動灯が点灯しない構造とすることができる。
 - ロ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える制動灯は、その照明部の上縁の高さが地上2.1メートル以下、下縁の高さが地上0.35メートル以上（セミトレーラでその自動車の構造上地上0.35メートル以上に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最高

の高さ）となるように取り付けられていること。

ハ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える制動灯は、その照明部の中心が地上2メートル以下となるように取り付けられていること。

ニ 後面の両側に備える制動灯の取付位置は、ロ及びハに規定するほか、第37条第1項第3号ニ及びホの基準に準じたものであること。

2 次の表の上欄に掲げる自動車については、前項の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自 動 車	条 項
一 昭和35年3月31日以前に製作された軽自動車及び最高速度25キロメートル毎時未満の自動車	第1号

3 次の表の第1欄に掲げる自動車については、第1項の規定のうち同表第2欄に掲げる規定は、同表第3欄に掲げる字句を同表第4欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

自 動 車	条 項	読み替えられる字句	読み替える字句
一 昭和35年3月31日以前に製作された自動車	第1号	後面の両側には、制動灯を備えなければならない。ただし、二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅0.8メートル以下の自動車には、制動灯を後面に1個備えればよい。	後面には、制動灯を備えなければならない。
	第2号ロ	5倍以上	2倍以上
	第3号ニ	第37条第1項第3号ニ及びホ	第37条第1項第3号ホ
二 昭和48年11月30日以前に製作された自動車	第2号イ	100メートル	30メートル
	第2号ハ	赤色	赤色又は橙色
三 昭和35年4月1日から昭和48年11月30日までに製作された自動車	第1号	の両側には、制動灯を備えなければならない。ただし、二輪自動車、カタピラ及	（幅2メートル以上の自動車及び旅客自動車運送事業用自動車

<p>四 平成8年1月31日以前に製作された自動車</p>	<p>第2号ロ 第3号ロ</p>	<p>びそりを有する軽自動車並びに幅0.8メートル以下の自動車には、制動灯を後面に1個備えればよい。</p> <p>5倍以上</p> <p>上縁の高さが地上2.1メートル以下、下縁の高さが地上0.35メートル以上（セミトレーラでその自動車の構造上地上0.35メートル以上に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最高の高さ）</p>	<p>にあつては、後面の両側)には、制動灯を備えなければならない。</p> <p>3倍以上</p> <p>中心の高さが地上2メートル以下</p>
<p>五 平成8年2月1日から平成17年12月31日までに製作された自動車</p>	<p>第3号ロ</p>	<p>上縁の高さが地上2.1メートル以下、下縁の高さが地上0.35メートル以上（セミトレーラでその自動車の構造上地上0.35メートル以上に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最高の高さ）</p>	<p>上縁の高さが地上2.1メートル以下</p>
<p>六 平成17年12月31日以前に製作された自動車</p>	<p>第2号イ</p>	<p>あり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。</p>	<p>あること。</p>
	<p>第2号ニ</p>	<p>制動灯の照明部は、制動灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含</p>	<p>制動灯は、後方10メートルの距離における地上2.5メートルま</p>

	<p>第3号</p>	<p>む、水平面より上方15度の平面及び下方15度の平面並びに制動灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より制動灯の内側方向45度の平面及び制動灯の外側方向45度の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。</p> <p>性能（制動灯の照明部の上縁の高さが地上0.75メートル未満となるように取り付けられている場合にあっては、同号に掲げた性能のうち同号ニの基準中「下方15度」とあるのは「下方5度」とする。）</p>	<p>でのすべての位置からその照明部を見通すことができるように取り付けられたものであること。</p> <p>性能</p>
--	------------	---	--

- 4 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、第1項第3号イの規定にかかわらず、方向指示器と兼用の後面の両側に備える制動灯は、主制動装置を操作している場合に方向の指示をしていない側においてのみ点灯する構造とすることができ、非常点滅表示灯と兼用の後面の両側に備える制動灯は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、消灯する構造とすることができる。
- 5 平成19年9月1日以降に指定を受けた型式指定自動車以外の自動車については、細目告示別添52 3.23.の規定は、適用しない。
- 6 平成20年12月31日以前に製作された自動車については、細目告示別添94 2.3.1.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成17年国土交通省告示第1437号)による改正前の細目告示別添94 2.3.1.の規定に適合するものであればよい。

- 7 平成23年12月31日以前に製作された自動車については、細目告示別添52 4.9.3.1.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示を改正する告示（平成18年国土交通省告示第381号）による改正前の細目告示別添52 4.9.3.1.の規定に適合するものであればよい。
- 8 平成18年1月1日から平成21年7月10日までに製作された自動車については、細目告示別添70 3.7.の規定は、適用しない。
- 9 平成18年1月1日から平成21年10月14日までに製作された自動車については、細目告示第56条第1項、別添52 2.13.及び別添70 3.5.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成20年国土交通省告示第1217号）による改正前の細目告示第56条第1項、別添52 2.13.及び別添70 3.5.の規定に適合するものであればよい。
- 10 平成18年1月1日から平成23年2月6日までに製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示別添52 3.7.1.、3.22.及び3.23.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成21年国土交通省告示第771号）による改正前の細目告示別添52 3.7.1.、3.22.及び3.23.の規定に適合するものであればよい。
- 11 保安基準第39条第3項及び細目告示第56条第2項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成21年7月22日から平成23年2月6日までに法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第48号第7改訂版の規定にかかわらず、協定規則第48号第4改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 12 平成18年1月1日から平成24年10月23日までに製作された自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示別添52 3.7.1.2.2.及び3.27.の規定は、適用しない。
- 13 保安基準第39条第3項及び細目告示第56条第2項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成21年10月24日から平成24年10月23日までに法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第48号第7改訂版の規定にかかわらず、協定規則第48号第4改訂版補足第2改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 14 保安基準第39条第3項及び細目告示第56条第2項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成24年11月18日から平成29年11月17日までに法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第48号第7改訂版の規定にかかわらず、協定規則第48号第5改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 15 次の自動車については、細目告示第134条第3項第1号、第212条第3項第1号及び別添52 4.9.6.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第826号）による改正前の細目告示第134条第3項第1号、第212条第3項第1号及び別添52 4.9.6.の規定に適合するものであればよい。
 - 一 平成29年8月31日（立席を有するものにあつては平成30年1月31日）以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車（被牽引自動車を除く。）であつて

車両総重量が12トンを超えるもの（平成26年11月1日（立席を有するものにあつては平成28年2月1日）以降に指定を受けた型式指定自動車（平成26年10月31日（立席を有するものにあつては平成28年1月31日）以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）

二 平成30年1月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車（被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量が5トンを超え12トン以下のもの（平成28年2月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成28年1月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）

三 平成29年1月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車（被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量が5トン以下のもの（平成27年9月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成27年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）

四 貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量22トン以下のもの並びに第五輪荷重を有する牽引自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて、次に掲げるもの

イ 平成29年8月31日以前に製作された自動車（平成26年11月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成26年10月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）

ロ 平成29年8月31日以前に発行された出荷検査証を有する自動車であつて、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第1100号）による改正前の細目告示別添113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に適合する衝突被害軽減制動制御装置を備えたものに限る。）

五 平成30年10月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量が20トンを超え22

トン以下のもの（平成27年9月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成27年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）

六 平成30年1月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する車両総重量が13トンを超える牽引自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が3.5トンを超え20トン以下のもの（平成28年2月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成28年1月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）

七 平成29年1月31日（軽自動車にあつては平成30年1月31日）以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が3.5トン以下のもの（平成27年9月1日（軽自動車にあつては平成28年2月1日）以降に指定を受けた型式指定自動車（平成27年8月31日（軽自動車にあつては平成28年1月31日）以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）

八 平成30年8月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車に限る。）であって車両総重量が13トンを超えるもの（平成26年11月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成26年10月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）

九 平成29年1月31日以前に製作された被牽引自動車（最高速度25キロメートル毎時以下の自動車に牽引される被牽引自動車、平成27年9月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）

16 令和2年9月14日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、細目告示第56条第1項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成27年国土交通省告示第723号）による改正前の細目告示第56条第1項の規定に適合するものであればよい。

17 保安基準第39条が適用される自動車は、当分の間、細目告示第56条第1項並びに別添52 4.9.2. 及び4.9.7.1. の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示

等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第714号）による改正前の細目告示第56条第1項並びに別添52 4.9.2.及び4.9.7.1.の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則補足第20改訂版」とあるのは「同規則改訂版」と、「協定規則第50号補足第20改訂版」とあるのは「協定規則第50号改訂版」と読み替えることができる。

18 次に掲げる二輪自動車については、細目告示第56条第2項、第134条第1項及び第3項、第212条第1項及び第3項並びに別添53の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第1021号）による改正前の細目告示第56条第2項、第134条第1項及び第3項、第212条第1項及び第3項並びに別添53の規定に適合するものであればよい。

- 一 令和5年8月31日以前に製作された二輪自動車
- 二 令和5年9月1日以降に製作された二輪自動車であって、次に掲げるもの
 - イ 令和5年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 国土交通大臣が定める自動車